

「14 医療施設の福利厚生施設としての看護師寮及び認可外保育施設」の新旧対照表

新	旧
<p>14 医療施設の福利厚生施設としての看護師寮及び認可外保育施設</p> <p>医療施設の福利厚生施設とは、看護師寮又は認可外保育施設である。</p> <p>1 「看護師寮」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条、第3条5条及び第6条に規定する看護師等が医療業務に従事するために必要不可欠であると判断される施設であり、申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院の開設者又は当該施設管理者が自ら設置するものであり、維持管理においても永続的に当該病院が行うものであること。</p> <p>(2) 当該病院と一体的に設置される性格であるため当該病院の区域内に原則として設置されるものであること。ただし、既存の病院が設置しようとする場合等で、その敷地が過小等の理由により同一敷地内に設置することが困難である場合には、当該病院の敷地から敷地間の距離がおおむね500メートル以内の土地に設置されること。なお、この場合にあつての当該敷地の面積規模は必要最小限とする。</p> <p>(3) 看護師寮については共同住宅を原則として戸建は認めないこと。規模については、居室面積1人当たり33平方メートルを限度とする。</p> <p>2 「認可外保育施設」とは、当該看護師等その他の医療業務に従事する者のため必要不可欠であると判断される施設であり、申請内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。</p> <p>(1) 当該病院の開設者又は当該施設管理者が自ら設置するものであり、維持管理においても永続的に当該病院が行うものであること。</p> <p>(2) 当該病院と一体的に設置される性格であるため当該病院の区域内に原則として設置されるものであること。ただし、既存の病院が設置しようとする場合等で、その敷地が過小等の理由により同一敷地内に設置することが困難である場合には、当該病院の敷地から敷地間の距離がおおむね100メートル以内の土地に設置されること。なお、この場合にあつての当該敷地の面積規模は必要最小限とする。</p> <p>(3) 当該保育施設の規模、構造、設計等については、「認可外保育施設指導監督基準」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」）における「認可外保育施設指導監督基準」に則って事前に当該保育施設の指導監督に係る所管部署と協議し、当該協議が整ったものであること。</p> <p>留意事項</p> <p>一 「医療業務」とは、医療法第1条の2に基づく病院の医療業務をいう。</p> <p>二 「過小等」とは、敷地形状及び地形を含むものとする。</p> <p>三 1(2) 及び 2(2) の「おおむね」とは10パーセントを限度とする。</p> <p>四 既存の当該施設の増改築等において、既存の当該施設の敷地内で行う「建築行為」で建替え後の建築物の延べ面積が既存の建築物の延べ面積の1.5倍以下であるものについては、許可を要しない。</p> <p>(平成19年11月30日・旧15繰上・一部改正)</p>	<p>14 医療施設の福利厚生施設としての看護師寮及び認可外保育施設</p> <p>市街化調整区域に存する医療施設の福利厚生施設であつて、下記のいずれかに該当するものであること。</p> <p>1 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第2条、第3条、第5条及び第6条に規定する看護師等が医療業務に従事するために必要不可欠であると判断される看護師寮で以下の内容に該当するもの。</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院の開設者又は当該施設管理者が自ら設置するものであり、維持管理においても永続的に当該病院が行うものであること。</p> <p>(2) 当該病院と一体的に設置される性格であるため当該病院の区域内に原則として設置されるものであること。ただし、既存の病院が設置しようとする場合等で、その敷地が過小等の理由により同一敷地内に設置することが困難である場合には、当該病院の敷地から敷地間の距離がおおむね500メートル以内の土地に設置されること。なお、この場合にあつての当該敷地の面積規模は必要最小限とする。</p> <p>(3) 予定建築物については共同住宅を原則として戸建は認めないこと。規模については、居室面積1人当たり33平方メートルを限度とする。</p> <p>2 当該看護師等その他の医療業務に従事する者のため必要不可欠であると判断される認可外保育施設で以下の内容に該当するもの。</p> <p>(1) 当該病院の開設者又は当該施設管理者が自ら設置するものであり、維持管理においても永続的に当該病院が行うものであること。</p> <p>(2) 当該病院と一体的に設置される性格であるため当該病院の区域内に原則として設置されるものであること。ただし、既存の病院が設置しようとする場合等で、その敷地が過小等の理由により同一敷地内に設置することが困難である場合には、当該病院の敷地から敷地間の距離がおおむね100メートル以内の土地に設置されること。なお、この場合にあつての当該敷地の面積規模は必要最小限とする。</p> <p>(3) 当該保育施設の規模、構造、設計等については、「認可外保育施設指導監督基準」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」）における「認可外保育施設指導監督基準」に則って事前に当該保育施設の指導監督に係る所管部署と協議し、当該協議が整ったものであること。</p> <p>留意事項</p> <p>一 「医療業務」とは、医療法第1条の2に基づく病院の医療業務をいう。</p> <p>二 「過小等」とは、敷地形状及び地形を含むものとする。</p>

(平成22年8月6日・一部改正)
(令和2年4月1日一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この基準14は、平成22年8月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準14は、令和2年4月1日から施行する。

(平成19年11月30日・旧15繰上・一部改正)
(平成22年8月6日・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この基準14は、平成22年8月6日から施行する。